

菊川市犯罪被害者等支援条例施行規則

令和 2 年 4 月 1 日
規則第16号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、菊川市犯罪被害者等支援条例(令和 2 年菊川市条例第 6 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(総合支援窓口)

第 3 条 条例第 7 条に規定する支援を総合的に実施するための窓口(以下「窓口」という。)においては、犯罪等の態様や犯罪被害者等の状況に配慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 窓口で相談を受ける職員は、犯罪被害者等の支援に関する研修会への参加等により能力の向上に努めるものとする。

3 窓口で相談を受けた職員は、その内容を犯罪被害者等相談受付票(様式第 1 号)に記録するものとする。

(見舞金の支給)

第 4 条 条例第 9 条の見舞金(以下「見舞金」という。)の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 犯罪等により死亡した者の遺族に対して支給する遺族見舞金 30万円

(2) 犯罪等により全治 1 か月以上の負傷又は疾病を負った者に対して支給する重傷病見舞金 10万円

2 前項の見舞金は、次に掲げる被害には支給しない。ただし、当該犯罪被害が発生した事情から市長が必要と認めた場合は、支給することができる。

(1) 犯罪等により害を被った者(以下「犯罪被害者」という。)と当該犯罪等に係る加害者との間に、次のいずれかに該当する親族関係があったときの犯罪等の被害

ア 配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

イ 直系血族(事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。)

ウ 兄弟姉妹

(2) 自動車賠償責任保険の対象となる交通事故に係る犯罪等の被害

(3) 営利活動に伴う犯罪等の被害

3 犯罪被害者が重傷病見舞金の支給を受けた後、当該犯罪行為が原因で死亡した場合の遺族に支給する遺族見舞金の額は、当該重傷病見舞金の額を控除した額とする。

(遺族の範囲)

第 5 条 遺族見舞金は、犯罪被害者が死亡したとき、当該犯罪被害者と生計を一にしていた者で次の各号のいずれかに該当する者に支給することができる。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前項に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹その他市長が適当と認める親族

2 見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にするものとする。

3 市は、見舞金の支給を受けるべき者が2人以上いる場合は、その者の中から選定された代表者に対して見舞金を支給するものとする。この場合において、代表者は、見舞金受給代表者選定書（様式第2号）により届け出るものとする。

（見舞金の申請）

第6条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（様式第3号）に当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、特定の事実について公簿等で確認できるときは、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 遺族見舞金

ア 死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

イ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍等地方公共団体が発行する証明書

ウ 犯罪被害者の消除された住民票の写し

エ 申請者の住民票の写し

オ 申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情があつた者であるときはその事実を確認することができる書類

カ 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、見舞金受給代表者選定書（様式第2号）

キ その他犯罪等の被害があつたことが証明できるものとして市長が認める書類

(2) 重傷病見舞金

ア 犯罪等の被害による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書

イ その他犯罪等の被害があつたことが証明できるものとして市長が認める書類

2 見舞金の申請は、死亡又は負傷若しくは疾病の被害が発生した日から起算して1年以内にしなければならない。

3 第1項の申請は、委任することができる。

（見舞金給付の決定）

第7条 市長は前条の申請があつた場合は、速やかに審査を行い給付の可否を決

定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をした場合は、申請者に対し犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第4号）又は犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（犯罪被害者等支援の申請）

- 第8条 犯罪被害者等は、条例第10条及び第11条の支援を受けようとする場合は、犯罪被害者等支援申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（付添い）

- 第9条 条例第10条第1項第1号の規定により、付き添うことのできる移動はおおむね次のとおりとする。

- (1) 捜査機関への移動
- (2) 行政機関への移動
- (3) 医療機関への移動
- (4) 犯罪被害者等支援機関への移動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と判断した場合の移動

（申請手続の補助）

- 第10条 条例第10条第1項第2号の規定により、手続を補助することができる申請等はおおむね次のとおりとする。

- (1) 捜査機関への申請等
- (2) 行政機関への申請等
- (3) 犯罪被害者等支援機関への申請等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と判断した場合の申請等

（貸与物品）

- 第11条 条例第10条第1項第3号の規定により、貸与することができる物品はおおむね次のとおりとする。

- (1) 家事に必要な物品
- (2) 育児に必要な物品
- (3) 就業に必要な物品
- (4) 介護に必要な物品

- 2 前項各号の物品は、犯罪等があったから3か月を過ぎた場合には貸与することができない。

- 3 第1項各号の物品の貸与期間は、6か月を限度とする。ただし、市長が必要と認めた場合は延長することができる。

（日常生活等支援）

- 第12条 条例第10条第1項第4号の規定により、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援はおおむね次のとおりとする。

- (1) 家事に関すること
- (2) 育児に関すること
- (3) 介護に関すること
- (4) その他平穏な日常生活又は社会生活を円滑に営むために必要と市長が判

断したもの

2 前項各号の支援は、犯罪等があつてから6か月を過ぎた場合にはこれを行うことができない。

3 第1項各号に掲げる支援は、それぞれの支援を通じて30時間を限度とする。

4 市長は、第1項各号に掲げる支援の全部又は一部を委託することができる。
(犯罪被害者等支援計画)

第13条 市は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

附 則

この規則は令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月28日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和6年3月29日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の菊川市犯罪被害者等支援条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪等による被害について適用し、同日前に行われた犯罪等による被害については、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
犯罪被害者等相談受付票

受付年月日	年 月 日 () 受付者
相 談 者	フリガナ 氏名 年 月 日生 男・女
	住所 電話
	☐ 被害者本人 ☐ 親族・遺族（続柄 () ☐ その他 ()
被害の内容	被害発生日時 年 月 日 時
	被害発生場所
	被害の種類
	備考
被害による 心身の状態	通院 ☐ あり ☐ なし
	通院状況 ☐ 通院中 ☐ 終止
	後遺障害 ☐ あり ☐ なし
	具体的状況
被害者等の 要望する支援	☐ 総合的支援 ☐ 医療 ☐ 精神的ケア ☐ 就労 ☐ 住居・日常支援 ☐ 経済的支援 ☐ 育児 ☐ 福祉 ☐ 捜査 ☐ 司法手続（刑事・民事） ☐ その他 ()
支援制度教示	☐ 済 ☐ 不要（理由： ()
支援を受けた ☐ あり ☐ なし	支援機関： 支援内容：
関係機関等への 情報提供の同意	☐ 可 ☐ 条件付可 () ☐ 不可
関係機関等への 引継ぎ	☐ 必要 ☐ 不要
備考	

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
見舞金受給代表者選定書

年 月 日

菊川市長 氏 宛

代表者 氏 名

菊川市犯罪被害者等支援条例施行規則第5条第3項の規定により、下記のとおり代表者を選定し、届け出ます。

記

代表者	住 所	
	フリガナ 氏 名	
	電話番号	
犯罪行為により亡くなった方	住 所	
	フリガナ 氏 名	
	死亡年月日	年 月 日

【受給対象者】

上記の者を代表者とすることに同意します。

住 所	氏 名	続柄

【注意事項】

この届出書は民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

様式第3号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

菊川市長 氏 宛

申請者 住 所
氏 名
電 話

代理人 住 所
氏 名
電 話

菊川市犯罪被害者等支援条施行規則第6条の規定により、次のとおり申請し、
請求します。

犯罪被害発生日	年 月 日	
犯罪被害者氏名	(フリガナ)	
被害の程度	☐ 死亡	☐ 全治1か月以上の負傷疾病
見舞金額	30万円 (20万円)	10万円

振込先	金融機関			支店名	
	口座種類		口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

申請者 氏 名 様

菊川市長 氏 名 園

犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付で支給申請のあった犯罪被害者等見舞金について、下記のとおり支給することと決定しましたので通知します。

記

1 見舞金受給者

2 見舞金額 円

3 振込予定日 年 月 日

様式第5号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

申請者 氏 名 様

菊川市長 氏 名 園

犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付で支給申請のあった犯罪被害者等見舞金については、次の理由により、不支給とすることとしましたので通知します。

記

不支給とした理由

様式第 6 号（第 8 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）
犯罪被害者等支援申出書

年 月 日

菊川市長 氏 宛

下記の支援を希望するので、菊川市犯罪被害者等支援条例施行規則第 8 条の規定に基づき、届け出ます。

記

届 出 者	フリガナ 氏名	年 月 日生	男・女
	住所	電話	
	☐ 被害者本人 ☐ 親族・遺族（続柄 ）		
被害の内容	被害発生日時	年 月 日	時
	被害発生場所		
	被害の種類		
希望する 支援内容	☐ 付添い ☐ 申請手続の補助 ☐ 物品貸与 （ ） ☐ 生活支援（家事・育児・介護） ☐ 居住の安定 ☐ その他 （ ）		
関係機関等 への情報提供	☐ 関係機関への情報提供について、同意します。 ☐ 関係機関への情報提供について、同意しません。		

※市記入欄

具体的に希望する 支援の内容	
-------------------	--